

（仮称）熊取町子ども基本条例 骨子（素案）

1. 条例制定の目的、対象

①目的

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められています。

このような状況の中で子どもの権利が守られ、地域社会や行政といった様々な主体が、子どもとの対話を通して子どもの育ちを支えるために果たすべき役割を、定めることが必要となっているため、本条例を定めます。

②条例の対象

○「子ども」

- ・18歳未満の者、並びに18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者

○「町民等」

- ・熊取町に居住、滞在、通勤、通学、事業をする者、並びに事業を有する者など熊取町に関わりのある者

○「保護者等」

- ・親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者

○「子ども施設等」

- ・学校教育法、児童福祉法等に規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設や団体、活動する者等

2. 子どもと子どもを取り巻く主体の対話

- ・子どもと子どもを取り巻く様々な主体は、多様な子どもの育ちを支え、対話に努める。

3. 子どもの権利、役割

①子どもの権利

○生きる権利

- ・命が守られ、尊重される。
- ・愛情をもって心身ともに健やかに育てられ、育つことができる。

○育つ権利

- ・学び、遊び、休息できる。
- ・安心して居られる場所がある。
- ・必要とするとき、相談、支援、助言を受けられる。

○守られる権利

- ・虐待やいじめなどのあらゆる暴力から守られる。
- ・プライバシーが守られる。

○参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明することができ、尊重される。
- ・仲間をつくり、集まり、活動できる。
- ・自分の意見を、誰にでも伝え、相談することができる。

②子どもの役割

- ・社会の一員であることと、自立・自律していく必要を認識し、きまりをまもる。
- ・自分を大切にし、同様に他人を大切にする。

4. 子どもを取り巻く主体の責務

①町民等をはじめとするそれぞれの主体共通の責務

- ・子どもが安全・安心に暮らし、成長できるまちづくりや環境づくりに協力する。
- ・子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどが疑われるときは、適切な相談に結びつける。
- ・様々な主体が互いに自分の役割と子どもへの関わりを両立できるよう協力する。
- ・それぞれの子どものに応じ、適切に関わりが持てるよう、互いに協力しなければならない。
- ・子どものよい手本になるよう行動する。
- ・子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、それを正しく伝える。

②保護者等の責務

- ・子育てに第一義的な責任を有することを知り、子どもが安全・安心に生活できる環境をつくり、子どもを養育し必要な教育を受けさせ、成長を促す。
- ・常にその子どもに応じた適切な関わりを行う。
- ・子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、自ら手本を示し、子どもに伝える。
- ・子どもについて、困ったことがあったり悩んだときは、まわりに必要な相談や協力を求めることができることを知る。

③子ども施設等の責務

- ・子どもが、他の子どもや職員等との関わりや、集団生活、その活動などを通じ、必要な社会性や学力、自ら学び考える力などの生きる力を身につけるようにする。
- ・全ての子どもが、分け隔てなく学び成長する機会を得られるようにする。

5. 行政の基本的な役割

①熊取町の責務

- ・子どもや子どものまわりの様々な主体が、それぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応できるように相談支援体制を確保し、維持しなければならない。
- ・「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を立て、実行しなければならない。

②虐待やいじめなどへの対応

- ・子どもへの虐待やいじめなどの防止のため、誰でも相談できる窓口を確保し、維持しなければならない。
- ・関係機関と連携し、子どもへの虐待やいじめなどの予防及び早期発見に取り組む。
- ・虐待やいじめなどを受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組まなければならない。

③情報の取り扱い

- ・虐待やいじめなどをはじめとするあらゆる相談等の情報を適切に管理、運用しなければならない。

6. 広報及び啓発

- ・熊取町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報、啓発をしなければならない。